

平成 23 年 11 月 28 日

各 位





会 社 名 TLホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 浩二
(JASDAQ・コード3777)
問合せ先 取締役経営企画管理本部長
中澤 秀俊
電話 03-5809-1850

大阪証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ（添付5）

当社は、平成23年5月13日付で提出いたしました「改善報告書」について、「JASDAQにおける有価証券上場規程」第37条第1項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を、本日、添付のとおり提出いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

報告書番号 _____

取締役会	社長	情報取扱 責任者	報告者
			

開示事項報告書

1. 報告日： 平成 23 年 10 月 3 日
2. 部門名： 経営企画管理本部
3. 報告者名： 小林 伸光
4. 適時開示案件： 決定事実 発生事実 決算内容 その他
5. 案件の重要性： 通常 緊急
6. 取締役会決議： 要 否
7. 開示内容： 第三者割当増資（添付資料）

平成 23 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 TLホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 佐藤 浩二
 (JASDAQ・コード 3777)
 問合せ先 取締役経営企画管理本部長
 中澤 秀俊
 電話 03-5809-1850

第三者割当により発行される新株式（金銭出資及び現物出資（デット・エクイティ・スワップ）
 並びに第 13 回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 10 月 24 日開催の当社取締役会において、下記のとおり、平成 23 年 12 月 16 日開催予定の当社臨時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、第三者割当により発行される新株式（金銭出資及び現物出資）及び新株予約権の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

【本第三者割当により発行される株式の概要】

(1) 発行期日	平成 23 年 12 月 19 日
(2) 発行新株式数	349,997 株
(3) 発行価額	1 株につき 600 円（当社の株価動向による最終決定する）
(4) 発行価額の総額	金 209,998,200 円 うち、109,998,600 円は現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の 払込方法による。
(5) 資本組入額	1 株につき、300 円
(6) 資本組入額の総額	金 104,999,100 円
(7) 募集又は割当方法 （割当先）	第三者割当の方法 山田 至人 83,333 株 長與 博典 166,666 株 中武 賢臣 33,333 株 加藤 信子 33,333 株 福井 義高 16,666 株 齊藤 孝 16,666 株
(8) 現物出資財産の内容及び価額	山田至人が当社に対して有する金銭債権の元本 50,000,000 円のうち、 49,999,600 円 中武賢臣が当社に対して有する金銭債権の元本 20,000,000 円のうち、 19,999,800 円 加藤信子が当社に対して有する金銭債権の元本 20,000,000 円のうち、 19,999,800 円 福井義高が当社に対して有する金銭債権の元本 10,000,000 円のうち、 9,999,500 円 齊藤孝が当社に対して有する金銭債権の元本 10,000,000 円のうち、 9,999,500 円

(9) その他	上記各号については、当社が平成 23 年 12 月 16 日に開催を予定する臨時株主総会において本第三者割当により発行される株式に関する議案の承認が得られること及び、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
---------	--

【本第三者割当により発行される新株予約権の概要】

(1) 発行期日	平成 23 年 12 月 19 日
(2) 新株予約権数の総数	151 個
(3) 発行価額	1 個につき金 6,000 円
(4) 当該発行による潜在株式数	151,000 株
(5) 調達資金の額	金 91,506,000 円 (うち、発行価額の総額金 906,000 円、行使価額の総額金 90,600,000 円)
(6) 行使価額	金 600 円
(7) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法 山田 至人 85 個 (85,000 株) 株式会社アクアプラス 33 個 (33,000 株) 木下文信 33 個 (33,000 株)
(8) その他	上記各号については、当社が平成 23 年 12 月 16 日に開催を予定する臨時株主総会において本第三者割当により発行される株式に関する議案の承認が得られること及び、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

2. 募集の目的及び理由

(1) 当社の現状

①現在の財務状況

米国のサブプライムローンに端を発した世界的な金融不安を背景とした景気悪化の余波を受けながらも、世界景気の持ち直しや中国をはじめとする新興国向けの輸出が牽引役になるなど、穏やかな回復基調が伺えました。しかしながら、急速な円高や内需回復の遅れ、世界的な景気回復の減速及び平成 23 年 3 月 11 日に東日本を襲った東日本大震災による経済への悪影響を背景に、経済が再び低迷する懸念が発生し極めて厳しい状況となっております。

当社は、平成 18 年 12 月期より 5 期連続して営業損失を計上し、また、営業キャッシュ・フローがマイナスの状態が継続しており、平成 23 年 12 月期（以下「今期」という）の第 2 四半期連結累計期間においても営業損失及び営業キャッシュ・フローがマイナスの状態のままです。当該状況により、平成 19 年 12 月期以降におきまして、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。

また、平成 22 年 12 月 13 日付け「当社取締役が当社取締役会の承認決議を経ないで当社子会社を譲渡したこと、並びに、当社取締役会で当該子会社の譲渡を無効である旨の決議を行ったことに関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社の前代表取締役が、当社取締役会の承認を得ずに、無断かつ無償で当社上海子会社を第三者へ譲渡したことによる不正損失 197 百万円を計上し、営業損失の拡大及び特別損失の発生で平成 22 年 12 月期の当期純損失は 667 百万円となり、平成 22 年 12 月期末において、96 百万円の債務超過に陥りました。さらに、平成 23 年 3 月 14 日付「中国におけるサービス事業からの撤退に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、前述の当社上海子会社の無断かつ無償譲渡により、中国において唯一業績を計上していた会社が当社の連結から除外されたことになり、当社の中国でのサービス事業において収益の見通しが立たない状況となりました。今期に入り、当社の原点であります IT 関連の事業へ回帰し、地理的には日本国内へ注力して再生を行うという目標に立ち、中国におけるサービス事業から撤退し、グループの再編を進めております。

グループ再編過程であります今期の第 2 四半期連結累計期間において、東日本大震災の影響による IT 投資への優先順位の変化が影響し、サーバー系ソフトウェア販売の売上が伸び悩んだことから、連結売上高は 30 百万

円となりました。販売費及び一般管理費においては、人件費は削減できたものの、弁護士報酬、事務所移転費用、資金調達に係る支払手数料等の経費が増加したため、連結営業損失は 102 百万円となりました。営業外損益において持分法による投資利益 11 百万円及び為替差益 5 百万円を計上したものの、連結経常損失は 85 百万円となりました。平成 23 年 3 月にサービス事業を営む子会社社等売却したことによる関係会社整理損 37 百万円が発生したため、連結当期純損失は 127 百万円になりました。

一方、財務状況につきましては、資金調達及び資本増強のために、平成 23 年 6 月 24 日付で第三者割当増資 95 百万円を行ったものの、今期の第 2 四半期連結累計期間の連結当期純損失 127 百万円の計上により今期の第 2 四半期連結会計期末における債務超過額は 141 百万円と平成 22 年 12 月期末比べて膨らんでおります。

また、当社は平成 23 年 9 月末時点において、当社グループの預金残高は後述する株式会社東京総合警備の買収資金の一部として借入れた約 60 百万円がありますが、当該買収資金を除くと現金預金はほとんどゼロに近くし、現状の当社の 1 か月間に必要とされる運転資金約 13 百万円を考慮すると、一刻を争う重大な資金難に陥っている状況であります。

当社は、この現状を早期に解消するために、(i) 債務超過の解消、(ii) キャッシュ・ポジションの改善、及び (iii) 早期黒字化の実現を図ることが急務であると考えております。特に、債務超過解消の必要性については最も重要性があると考えております。前述いたしましたとおり、当社は、平成 22 年 12 月期末において 96 百万円の債務超過となり、今期の第 2 四半期連結会計期末において 141 百万円の債務超過の状態にあり、平成 23 年 12 月期末までに債務超過を解消しなければ上場廃止となります。上場廃止になった場合のリスクとしては、上場廃止となれば、取引先の当社に対する信用力の評価は極めて厳しいものとなり、取引拒絶等のリスクが顕在化し、倒産に至る可能性があるところであり、また、既存株主にとっても上場廃止は最大の株主利益の毀損となります。従って、上場廃止を回避することが当社の経営維持、株主利益の保護のために不可欠な条件と考えます。

②収益拡大に向けての事業戦略

当社は、前述しましたように平成 23 年 3 月 14 日付「中国におけるサービス事業からの撤退に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社の原点でありますリナックス事業やソリューション事業（ゼンド事業）を軸にした IT 関連の事業へ回帰し、地理的におきましても日本国内市場へ注力して、当社事業の再構築を行うという目標に立ち、中国におけるサービス事業及び中国事業から撤退し、リナックス事業やソリューション事業を軸にした IT 関連の事業の再構築を推進するため、当社グループの再編を進めております。

当社の原点でありますリナックス事業及びソリューション事業の具体的な事業戦略といたしましては、以下のとおりであります。

(i) 既存の IT 事業（リナックス事業及びソリューション事業）の維持・改善

- ・ターボシステムズ株式会社（以下「ターボシステムズ」という）との協業により、当社子会社ターポリナックス株式会社（以下「ターポリナックス」という）が営業・マーケティング、ターボシステムズが開発・製造を行う分業体制の品質を高めることに注力し、お客様へより高品質のものを提供してまいります。
- ・当社子会社ゼンド・ジャパン株式会社（以下「ゼンド・ジャパン」という）は Zend Technologies 及び Oracle との協業により、引き続きマーケットシェアを意識した営業戦略を実行してまいります。

(ii) 既存の IT 事業（リナックス事業及びソリューション事業）の強化

- ・ターポリナックスは、ターボシステムズとの協業により、Turbolinux ブランドに関わるロードマップを策定・実施し、Turbolinux ブランドの再構築を行ってまいります。
- ・ゼンド・ジャパンは、伸び率の高い MySQL の販売強化を行う為、現在主流の流通チャネルに加え、直販チャネルへの展開を行い拡販へ繋げてまいります。

(iii) IT 事業が対象とする成長市場への参入と展開

- ・クラウド・コンピューティングに代表される新たな IT の利用形態に対応した商材（オープンソースベースのクラウド基盤ソフトや仮想化ソフト）を市場へ投入してまいります。また、クラウド・コンピューティング市場へのクラウド関連ソフトの提供のみならず、本年後半からはセグメントを絞ってクラウド・サービスの展開も行ってまいります。

・ Web システムの多様化・高度化に対応したソフトウェア商材（EC 関連ソフトウェア、SNS 関連ソフトウェア）を、Web/Application 開発市場を中心に投入してまいります。

当社は、上記の事業戦略に基づき、また、株式会社日立製作所出身の沼崎唱一（以下「沼崎」という）を社外取締役で迎え入れ、沼崎より顧客拡大、新規事業の立上げ等の助言をいただき、営業を展開しておりましたが、東日本大震災の影響による IT 投資への優先順位の変化が影響し、サーバー系ソフトウェア販売の売上が伸び悩んだことから、今期の第 2 四半期連結累計期間の連結売上高は計画を下回る不本意な結果となりました。

売上高が拡大できない背景といたしましては、当社の IT 事業は汎用的な基盤ソフトウェアを開発し、ソフトウェア流通会社を中心とした販売であるため、顧客ニーズ等の情報を十分に収集できないことによる市場の変化に対する対応が遅れているという課題があります。また、当社が新規事業を立上げ、安定的な収益段階までにするには、資金及び人的資源が不足しているために容易に行えない現状であります。そこで、当社の営業課題を解決するために、当社は沼崎の助言により、顧客ニーズに対応している同業の IT 企業との事業提携等、若しくは、サービス事業等を展開している会社との事業提携等による当該会社の事業ノウハウを活かした IT 事業の展開を模索しておりました。その結果、後述いたします株式会社東京総合警備（以下「東京総合警備」という）の株式を取得し、当社の子会社化を図り、当社は東京総合警備が保有する警備事業のノウハウを活かした IT 関連商品の事業の展開ができ、また、東京総合警備もアナログ的な警備事業に加え、当社の保有する IT 事業のノウハウを活かした体系的な警備事業等が展開でき、シナジー効果が高いと判断いたしました。さらに、東京総合警備の最近事業年度である平成 23 年 3 月期の経営成績は売上高 574 百万円、経常利益 16 百万円及び当期純利益 0.3 百万円を計上しており、当社グループの早期黒字化の実現のための一歩となると判断いたしました。

なお、本日開示いたしました「株式会社東京総合警備の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」もご参照ください。

③ キャッシュ・フローの改善及び債務超過の解消に向けての財務戦略

当社は、前期から赤字部門から撤退等の関係会社整理を行うとともに、今期に入り、役員報酬の減額、本社事務所移転による家賃の減額等の一般管理費を削減してきており、前期の第 4 四半期連結会計期間における販売費及び一般管理費が 94 百万円から今期の第 2 四半期連結会計期間における 55 百万円に減少し、四半期会計期間における販売費及び一般管理費は 39 百万円圧縮しております。さらに、本社事務所移転は平成 23 年 6 月でありますので、今期の第 3 四半期連結会計期間における販売費及び一般管理費も減少する見込みであります。

当社は、一部の支払先に対して支払遅延が生じております。当社は、キャッシュ・ポジションの改善のために、現在、当社代表取締役社長をプロジェクトリーダーとして、支払遅延先に対して支払いの猶予を要請し、当社が提示した支払い計画に承諾していただけるよう行っております。

また、平成 23 年 10 月 4 日に、当社の代表取締役社長及び常勤取締役 2 名（合計 3 名）が保有する当社に対する金銭債権（役員報酬等に係る未払金、立替金等）について総額約 9 百万円を債権放棄する旨の申出があり、当社取締役会で当該債権放棄に係る債務免除益を特別利益で計上を決議しました。なお、当社は、債務超過の解消及びキャッシュ・ポジションの改善のために、当社代表取締役社長をプロジェクトリーダーとして、支払遅延先に対して一部の債権について債務免除していただくように交渉を行っております。

（2）株式会社東京総合警備株式の取得（子会社化）の背景、目的及び理由

当社は、平成 17 年 9 月に株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場（現 JASDAQ 市場）に株式上場して以来、業容拡大に向けて、数々の IT 新規事業に展開及び新会社設立、IT 関連会社の買収を行うとともに、平成 20 年から IT 技術をベースにしたサービス事業を市場拡大が見込まれる中国において展開し、中国において旅行会社、人材派遣会社等も買収してきました。しかしながら、当初計画していた事業展開ができず、平成 18 年 12 月期以降、連結売上高は減少し、連結営業損益、連結経常損益及び連結当期純損益は 5 期連続の赤字が継続しており、今期も厳しい状況が続いております。平成 22 年から赤字部門の当社関係会社を売却するとともに経営合理化によるコスト削減も行い、中国におけるサービス事業の拡大を目指し、黒字転換を計画しておりましたが、平成 22 年 11 月に前代表取締役が無断でかつ無償で上海子会社である旅行会社が売却され、中国における中核会社を

失い、平成 23 年 3 月に中国におけるサービス事業から完全撤退を行いました。その後、当社は原点であるリナックス事業及びソリューション事業を軸にした IT 事業へ回帰し、日本国内市場へ注力して、事業の再構築を目指しております。

しかしながら、現在の IT 事業については急速な事業拡大が見込めないため、当社は新規事業及び事業提携等を模索してまいりました。現在の当社の IT 事業は汎用的な基盤ソフトウェアの開発し、ソフトウェア流通会社を中心に販売であるため、顧客ニーズ等の情報を十分に収集できないことによる市場の変化に対する対応が遅れているという課題がありました。そこで、事業提携、子会社化等の M&A に関しましては、IT 事業を中心にするだけでなく、IT 事業以外の事業であっても、その事業から IT 関連商品が開発でき、事業拡大が目指せる先を選定し、交渉等を行ってまいりました。また、子会社化等の M&A の相手先としては、事業基盤が安定し、最終利益が黒字となっている会社を選定対象としてまいりました。

東京総合警備は、平成 3 年 5 月に設立され、東京ドーム及び東京ドームに隣接したアミューズメントパーク等の施設警備、駐車場の管理業務等を行い、業歴は約 20 年の会社であり、業績は安定しております。また、東京総合警備は、「監視ロボットシステム※」を開発し、事業展開を行っております。

※監視ロボットシステム：カメラ・各種無線センサーとネットワークカメラサーバーで構成されたユニットです。あらかじめ登録した通報先に緊急回線からメッセージを通報、その後、事前登録したメールアドレスにメール送信します。緊急時の情報で契約者自身が現場状況を映像確認し、双方向対話機能などで対応できる自主防犯システムです。

今後、東京総合警備が行っているアナログ的な警備事業に加え、当社の保有する IT 事業のノウハウを活かしたシステム的な警備事業が展開でき、また、当社は東京総合警備から得られる警備事業のノウハウを活かした IT 関連商品の事業の展開ができる等のシナジー効果が見込まれると判断したため、当社と東京総合警備との間において共同で事業を展開することで合意いたしました。そこで、当社と東京総合警備の代表取締役であり、同社の株式を 75% 保有する長與博典氏（以下「長與氏」という）と協議をした結果、当社が長與氏から同氏が保有する東京総合警備株式を 100 百万円で全て取得し、東京総合警備を当社の子会社とするとともに、当社が第三者割当による新株式の割当先として、長與氏に引き受けて頂くことになりました。また、長與氏には、引続き東京総合警備の代表取締役として同社の経営を行っていただきます。

なお、東京総合警備の当社子会社化より、当社グループの早期黒字化の実現に寄与するものと判断しております。

今後の展開といたしましては、平成 23 年 12 月 16 日に開催予定の臨時株主総会において、定款の事業目的に東京総合警備の事業目的を追加するとともに、当社の経営体制の一部変更を行います。具体的な役員の変更としましては、子会社化する東京総合警備を含む複数の会社を設立し、複数の事業について健全な経営を行ってきた長與氏に当社取締役役に就任していただき、当社の経営に関与していただきます。また、現在の当社の常勤監査役である飯富康生（以下「飯富」という）には、日本コカコーラ(株)部長及びディー・エイチ・エル・ジャパン(株)取締役営業本部長を歴任し、当社の営業強化のために取締役に就任する予定であります。なお、新任取締役が 2 名増加いたしますので、迅速な決断を行える取締役会を維持するために、当該臨時株主総会の終結をもって、山田至人（以下「山田」という）及び中澤秀俊（以下「中澤」という）は取締役を辞任いたします。山田は取締役退任後も、当社の顧問に就任し、引続き当社の大株主として、当社に対して助言していただくことになっております。また、中澤は取締役退任後も、引続き当社に留まり、経営企画管理本部長として業務を行う予定であります。常勤監査役の飯富が取締役に就任いたしますので、常勤監査役として今井晴康氏（以下「今井氏」という）に就任していただく予定であります。今井氏は、株式会社アトラスの経営管理部長、常勤監査役を歴任し、上場会社の経営に精通しております。

現在、当社は今期の第 3 四半期連結会計期間の決算作業中及び今期の業績見通しについて精査中であり、また、東京総合警備は平成 24 年 3 月期の業績見通し等を精査中であり、当該作業が終了した後に、当社子会社であるターボリナックス及びゼンド・ジャパンと東京総合警備との間での事業におけるシナジー効果等を検討し、平成 24 年 3 月中旬までに当社グループの中期事業計画をまとめ、発表する予定であります。

なお、東京総合警備が属する警備業界の市場は、警察庁発表の統計データ（平成 23 年 6 月 9 日付「平成 22 年における警備業の概況」）によれば、平成 22 年 12 月現在、警備業者は 9,010 業者（前年比 0.1% 増）、警備員

数は53万6,068人（前年比0.8%減）、市場規模（社団法人全国警備業協会（東京総合警備も加盟）加盟8,157業者の売上高合計）は3兆1,304億円（前年比0.5%増）となっております。東京総合警備が監視ロボットシステム事業を展開しているホームセキュリティ市場は、富裕層から中所得者向けの取組みが活発化し、近年の防犯・安全確保に対する意識が向上したことで、市場は拡大傾向にあり、2010年の市場規模は874億円、2011年は934億円（前年比6.9%増）となっております（平成23年9月12日付株式会社矢野経済研究所調査）。当社グループ及び東京総合警備は、市場規模が安定している警備業界においてシェアの拡大を目指すとともに、成長が著しいホームセキュリティ市場において商品開発等を行い、収益を拡大する方針であります。

また、東京総合警備は平成23年10月25日に当社子会社化が完了し、同社は当社の連結対象となりますが、みなし取得日については平成23年12月31日とする方針であります。したがって、今期の連結貸借対照表に関しては連結対象となりますが、今期の連結損益計算書には影響がないこととなります。なお、現在、当社と監査法人との間で東京総合警備の連結財務諸表上の取扱いについては協議中ではありますが、監査法人との協議の結果、前述の東京総合警備の連結財務諸表上の取扱いに関する当社の方針と異なる場合は速やかに開示いたします。

（3）当該資金調達背景、目的及び理由

当社は、平成23年6月24日付で第三者割当による新株式発行（金銭出資及び現物出資（デット・エクイティ・スワップ））を行い、同年6月及び7月の運転資金及び事務所移転費用等を資金使途として、金銭出資分である30百万円を調達いたしました。しかしながら、当社は、当該第三者割当増資により調達した資金も運転資金等に使用したため、平成23年8月末の現金及び預金残高は538千円となり、常勤役員の役員報酬等の支払遅延、一部の支払先に対して未払金等について支払遅延が生じ、支払猶予を要請しております。また、後述いたします福井義高氏（以下「福井氏」という）から10百万円を借入れ、当社子会社が売掛金を回収したものの、事業存続のために必要な人件費及び経費等を支払ったため、平成23年9月末時点において、当社グループの預金残高は東京総合警備の買収資金の一部として借入れた約60百万円がありますが、当該買収資金を除くと現金預金はほとんどゼロに近く、1ヶ月先の資金繰り計画さえも立てられず、資金難による上場廃止リスクや倒産リスクに直面している状況であります。当社は、平成22年12月期第3四半期連結会計期間以降、第三者割当増資等は行っておりますが、一部の支払先に対して支払遅延が生じ、支払猶予を要請し、当社取締役等からの借入等によりキャッシュ・ポジションを維持しており、資金的に逼迫した状態で会社を運営してきております。今後も現在の状況を継続できる保証はないため重大な資金難による上場廃止リスクや倒産リスクが存在しております。

また、収益性の改善を図り、早期に黒字化を達成すべく、当社の事業計画を遂行するために、平成24年12月までは月平均約13百万円の事業資金及び運転資金を要します。当該事業資金及び運転資金は、当社の原点でありますIT事業を中心とする事業へ投下され、将来営業キャッシュ・フローを生むためになされるものであります。

さらに、前述いたしましたとおり、平成22年12月期末において95百万円、また平成23年12月期第2四半期末において141百万円の債務超過に陥っている状況であり、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における上場廃止基準への抵触を回避するため、平成23年12月期末までに、既存の株主のご心配を払拭し、投資家の皆様が安心して当社へ投資できる様、事業収益をあげることや増資を実施すること等により資本増強を図り、早急に当該債務超過を解消する必要があります。

当社は、前述いたしましたとおり、平成23年6月24日付の第三者割当増資では平成23年7月までの運転資金までしか調達できなかつたため、平成23年9月に福井氏から当面の運転資金として、同年9月の当社の運営経費等（人件費、家賃、監査法人や信託銀行等への支払手数料等）の支払いを行うため、総額10百万円借入れております。さらに、前述いたしました東京総合警備株式取得のために、平成23年9月及び10月に当社取締役である山田から50百万円、中武賢臣氏（以下「中武氏」という）から20百万円、加藤信子氏（以下「加藤氏」という）から20百万円及び齊藤孝氏（以下「齊藤氏」という）から10百万円、合計100百万円を借入れ、平成23年10月25日に東京総合警備の代表取締役長與氏に株式取得代金として支払う予定であります。山田、中武氏、加藤氏、福井氏及び齊藤氏からの借入金につきましては、平成23年11月及び12月までに当該借入の返済が必要な状況でございます。今回の第三者割当による新株式発行においては、一部デット・エクイティ・スワップによりますが、当該110百万円の借入については、デット・エクイティ・スワップによる返済を行うことにつき、当該金銭債権を有する山田（50百万円）、中武氏（20百万円）、加藤氏（20百万円）、福井氏（10百万

円)及び齊藤氏(10百万円)から書面による同意を得ております。

これら資金ニーズを満たすことは、当社の企業価値の維持向上を実現し、既存株主の利益の維持向上に繋がることと判断いたしております。逆に言いますと、当該資金ニーズを満たせない場合、上場廃止リスクや倒産リスクが顕在化することになり、最大の株主利益の毀損へとつながります。詳細は後述する「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」に記載のとおりですが、当社の課題であります、(i)債務超過の解消、(ii)キャッシュ・ポジションの改善、及び(iii)早期黒字化の実現し企業価値の向上を図り株主利益の維持向上を図るための、平成24年3月までの事業資金及び運転資金の確保に向け、総額約100百万円(差引手取額は約84百万円)の調達を今回の新株式発行の目的としております。

一方、本日の第三者割当による新株式発行決議後から平成23年12月30日までに当社に不測の事態が発生し、多額な損失等が発生した場合に備えて、平成23年12月期末の債務超過を解消するために、新株予約権約90百万円を発行し、当社取締役であり、筆頭株主である山田、株式会社アクアプラス(以下「アクアプラス社」という)及び木下文信氏(以下「木下氏」という)に本新株予約権全額の引受けを依頼したものであります。平成23年10月25日から平成23年12月30日までの間で、当社に不測の事態が生じ、多額な損失等が発生した場合、かつ、今回の第三者割当による新株式発行に基づく資本増加では平成23年12月期末の債務超過を解消できない恐れがある場合には、当社と山田、アクアプラス社及び木下氏の間で、債務超過解消に必要な資本増加額について新株予約権を行使していただく旨確約しております。ただし、当該期間において当社に不測の事態が生じない場合は、山田、アクアプラス社及び木下氏は新株予約権の発行要領に基づき新株予約権を行使していただくものと考えており、当該行使代金につきましては、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」に記載のとおり平成24年3月～9月までの事業資金及び運転資金に充当する予定であります。

(4) 資金調達の方法を選択した理由

当社は、資金調達の手段の可能性について検討を重ねてまいりましたが、銀行借入等の間接金融による資金調達は、現在、債務超過である財務状況から非常に難しい手段であります。銀行借入等の間接金融を将来的に実行するに際にも、いち早く債務超過を解消し、財務体質の健全化を図らなければならないと判断し、直接金融による資金調達を検討してまいりました。直接金融での資金調達におきましても、公募増資については、債務超過であり、継続企業の前提に関する注記を記載していることから十分な応募が期待できないと判断いたしました。そこで、株主割当増資も検討いたしました。債務超過を解消するための必要な増資資金が確保できる確実性が乏しいため検討から除外することとしました。

そこで、現在の今期の利益計画によって予想される債務超過額が解消でき、運転資金等の確保の確実性が高く、短期間で安定的な資金が可能である第三者割当による新株式を当社の状況を理解していただける山田等の割当先に対して行うことが最善の手段と判断いたしました。また、新株予約権の発行の目的は、前述したように第三者割当増資決議後に当社に不測の事態が発生し、多額な損失等が発生した場合に、平成23年12月30日までに新株予約権を行使していただくとともに、当社に不測の事態が発生しない場合でも平成24年12月以降において、必要な運転資金を確保するために、当社取締役であり、現在の筆頭株主である山田に引き受けを依頼し、山田が応諾したものであります。

(5) 有利発行による第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を選択した理由

当社は、平成22年11月以降当社を支援していただいている当社取締役であり、平成23年6月24日付で当社の筆頭株主となり、次回の第三者割当増資を行うにあたり、主たる割当先と予定していた山田に対して、新株式もしくは新株予約権の発行について、平成23年6月24日に発行した新株式の発行価額の同額である1,000円で総額2億円の第三者割当による新株式及び新株予約権の引受けをお願いしたい旨の交渉を平成23年7月から正式に開始しました。しかしながら、平成23年7月初旬に、今期の第2四半期連結累計の売上高が平成23年4月28日に開示した予想金額44百万円を下回る見込みになり、山田から今期の第2四半期連結累計期間の売上高、当期純損失等が確定し、今期の第2四半期連結会計期末の債務超過額が確定するとともに、今期の通期連結業績予想及び債務超過額予想が確定するまで第三者割当増資の引受について交渉できない旨の回答がありました。

その後、今期の第2四半期連結累計の業績数値が確定してくる過程において、今期の通期連結業績予想が下方

修正され、今期の債務超過額は平成 23 年 4 月 28 日に開示した業績予想に基づく予想金額よりも大きく増加することが判明し、山田が取締役就任時から要請している現状の事業による売上高の増加及びコスト削減、並びに、収益力の拡大を目的とする事業提携先を確定させることができないようであれば、今後の金融支援について消極的にならざるを得ない及び今期予想する債務超過額が 1 億円を超える場合には、当該債務超過を解消できる増資金額をすべて負担できない旨の回答が今期の第 2 四半期決算短信発表後にありました。また、同時に、山田氏からは、今回、当社株式を引受けるにあたり、平成 23 年 3 月 15 日の当社株式の上場来の最安値である 800 円以下で、しかも、割当てられる株式の発行価額は山田以外の割当先と同額であることを要請されました。

当社は今期に入り、中国事業等を撤退し、過去の事業展開の失敗要因を分析するとともに、事業提携先等を模索しておりました。平成 23 年 4 月以降において、いくつかの事業提携先については具体的な協議を開始したものの、最終的には不調に終わりました。今般、当社が子会社化する東京総合警備については、平成 23 年 7 月以降、東京総合警備の代表取締役である長與氏との間で交渉を開始しました。平成 23 年 9 月初めに基本合意に向けて、契約内容の詳細を詰める作業を開始いたしました。その過程で、長與氏が保有する東京総合警備株式を当社に約 100 百万円で売却するとともに、長與氏が受け取った当該売却資金によって当社の新株式を引き受けるにあたり、当社が債務超過である財務状況等を勘案して、平成 23 年 9 月上旬の当社株価が 1,000 円台で推移していた状態で、発行価額について、当社株式時価の 30%ディスカウントを基準として考えをベースに、700 円以下でなければ、引き受けられない旨の要請がありました。

また、平成 23 年 9 月及び 10 月に当社の運転資金及び買収資金として貸付けた福井氏、中武氏、加藤氏及び齊藤氏に関して個別に協議した結果、当社の財務状況、資金調達状況及び株価動向等から平成 23 年 6 月 24 日に田中克治氏に割当てた新株式の発行価額である 925 円以下、かつ、新株式発行時の当社株式の時価の 30%以上のディスカウントでなければ、引受けられない旨の要請がありました。

その後、当社株価は平成 23 年 9 月 14 日以降、1,000 円台を割り込み、900 円台で推移しており、当社は、山田、長與氏、中武氏、加藤氏、福井氏及び齊藤氏と個別に協議し、投資家の意見は株価が下落している状況下で、700 円以下で、かつ、当社株式の時価の 30%ディスカウントである有利発行による増資を強く要請されました。

当社は、割当先から当社株式の時価の 30%ディスカウントを強く要請されておりますが、今後の資本政策上、発行できる新株式が 501,605 株であり、平成 23 年 12 月期末の予想債務超過額が約 200 百万円であり、不測の事態に備えて、山田、アクアプラス社及び木下氏に引き受けただく新株予約権の行使価格も新株式発行の発行価額と同額を強く要請されていたので、不測の事態に備えても発行価額及び新株予約権の行使価額が 600 円で約 300 百万円の増資資金を確保する必要があり、発行価額及び新株予約権の行使価額は 600 円以上として交渉しました。

(現在、発行価額及び新株予約権の行使価額は交渉中であり、当社の株価動向を勘案して、最終決定する予定であります。なお、ディスカウント率は 10%以上となる予定であり、有利発行となる予定であります。)

今回の割当先である山田を除く全取締役で構成した当社取締役会において、現在、当社が債務超過であり、当該増資がなければ平成 23 年 12 月期末時点においても債務超過が解消できないため上場廃止となるだけでなく、今後も予想する営業キャッシュ・フローは赤字が続き、手元資金も枯渇し、経営破たんになる恐れがあり、当社を存続させるために、当該割当先からの要請はやむを得ないと判断しました。

新株式発行にあたり、当社は、割当先である山田、長與氏、中武氏、加藤氏、福井氏及び齊藤氏との間で協議しました。その結果、平成 23 年 12 月期末の債務超過を解消するためには、長與氏等から要請された発行価額は当社株式の時価の 30%ディスカウントが譲れない条件であり、当該発行価額でなければ、必要な増資金額が確保できなく、他に現実的なより良い資金調達の手段はなく、今回の資金調達が実行できることで、運転資金の確保、事業基盤の構築及び財務基盤強化ができることから、当該増資により債務超過による上場廃止が回避でき、企業価値の向上、既存株主の持分価値の向上に資するものと判断し、当社取締役会は発行価額を 600 円（仮）とすることで決議しました。

また、当社監査役会から、当社の企業存続の確保、経営破たんの回避、上場維持、事業基盤の構築、財務基盤の強化及び資金調達を行う必要性から新株式及び新株予約権の発行にかかる取締役会の決議における発行価額についてはやむを得ないという意見を得ております。

発行価額 600 円は、本第三者割当にかかる取締役会決議日前営業日（平成 23 年 10 月 21 日）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値●円と比較してディスカウント率●%、当社の直近 1 カ月の終値の平均

値●円と比較してディスカウント率●%、当社の直近 3 カ月の終値の平均値●円と比較してディスカウント率●%、当社の 6 カ月の終値の平均値●円と比較してディスカウント率●%であります。

したがって、本新株式の発行価額 600 円は、会社法第 199 条第 3 項に規定される割当先にとって特に有利な条件に該当します。また、既存の株主様にとっては希薄化も考慮し、平成 23 年 12 月 16 日に開催予定の臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様への承認を得ることを予定しております。

(6) 本第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の発行リスク並びに特徴

①新株式の発行に関するリスク情報

(ア) 株主価値の希薄化リスク

本新株式を発行した際の株式の増加数は 349,997 株となります。これは本日現在の当社の発行済株式数 297,895 株に対し、117.4%に相当します。これは、現在の当社の時価総額においては極めて大きな比率であり、大規模な希薄化を伴う恐れがあります。しかしながら、本新株式の発行により調達した資金は、当社の事業計画に沿って、収益の改善化及び財務体質の強化に使用し、当社の企業価値を向上させるため、将来的には既存株主利益の維持向上へつながるものと考えております。

(イ) 新株式の失権リスク

株価及び割当先の変更等の状況により、本新株式が失権した場合、当社は運転資金の確保ができず、当社の事業計画に影響する可能性があります。当該失権リスクに対面しないためにも、当社は割当先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である旨の表明及び保証書並びに資力を証明する書類等を受領し、割当先の資金力を確認しております。

(ウ) 株主構成変動のリスク

本新株式発行により新たに主要株主の異動が生じると共に、主要株主構成に変動が生じます。今回の第三者割当増資により、今回の割当先であります山田及び長與氏が当社議決権のそれぞれ 22.98%、25.72%となり、長與氏は新たに主要株主となります。両者の保有する当社議決権は合計 48.70%を所有することとなるため、株主総会での承認を必要とする各種事項を含む最終決定に対し、多大な影響力を持つこととなります。しかしながら、山田及び長與氏は全く関係がないため、これら議決権を共同で行使することはない旨の確認をしております。

②新株予約権に関するリスク情報

(ア) 新株予約権の行使が予定通り進まないリスク

割当先である山田は、本新株予約権の行使につき、前向きな姿勢であります。万一割当先の資金手配が何らかの要因で予定通り行われなかった場合には、本新株予約権の行使が行われない又は予定通りに行使が進まないリスクがあります。なお、当社は割当先より引受けに係る払込を行うことが十分に可能である旨の表明及び保証をした書面を受領しております。また、当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が行われないリスクがあります。

このような状況となった場合には、十分な資金調達ができず、当社の事業計画に影響する可能性があります。このような事象が発生するリスクに備え、十分な資金調達を行えなかった場合の事業戦略を予め準備し、かつ、緊急な資金の要望に応じて頂ける新たな投資家とのリレーション構築を行い、調達リスクを低減いたします。

(イ) 株主価値の希薄化リスク

本新株予約権が全て行使された場合の新株式の最大増加数は 151,000 株となります。これは本日現在の発行済株式数 297,895 株に対し、50.6%に相当します。これは、現在の当社の時価総額においては極めて大きな比率であり、大規模な希薄化を伴う恐れがあります。

(ウ) 株主構成変動のリスク

本新株予約権は全て行使された場合、山田は、今回同時に発行される新株式と合計して当社議決権の 30.3%を所有し、発行済株式総数の 3 分の 1 以上を所有することとなるため、株主総会での承認を必要とする各種事項を含む最終決定に対し、多大な影響力を持つこととなります。

③本新株予約権に関する特徴

本新株予約権は、新株予約権の行使価額と目的株式数を固定することにより、既存株主様の株主価値の希薄化を最小限に抑えつつ、当社の事業進捗にあわせて、資金調達を実行することを目的として設定されており、以下

の特徴があります。

(ア) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、その商品設計等について、市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSフロントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されていることから、既存株主様の株主価値の希薄化に配慮したスキームとなっております。発行当初から行使価額は600円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から151,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増減することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

(イ) 譲渡制限条項

本新株予約権は、割当先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当先から第三者へは本新株予約権のままでは譲渡されません。

(ウ) 取得条項 (Any Time Call)

将来的に資金調達ニーズが後退した場合又はより有効な他の資金調達方法が確保された場合、当社取締役会の承認を得て、10営業日前の事前通知により、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、柔軟な資金調達手段を確保することができます。

(エ) 行使促進条項

行使価額が時価(大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の取引値をいう。)より20%以上上回っている場合は、当社の依頼により、割当先は、本新株予約権の発行要項及び総額買受契約証書の規定に反しない範囲で本新株予約権の行使を促進します。これにより、当社の資金需要に応じた確実な調達が可能になります。

3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

新株式発行による調達額	金 99,999 千円
新株式発行諸費用 (注 1)	金 15,434 千円
新株式発行による差引手取概算額 (注 2)	金 84,565 千円
新株予約権発行価額	金 906 千円
新株予約権の行使による調達額	金 90,600 千円
新株予約権発行諸費用 (注 3)	金 11,690 千円
新株予約権行使による新株式発行による差引手取概算額	金 79,897 千円
本件増資による差引手取合算額	金 164,462 千円

注 1: 新株式発行諸費用には、有価証券届出書等作成費用 900 千円、割当先等調査費用 800 千円、臨時株主総会開催費用 3,000 千円、登記費用 735 千円、及び株式会社ジャパンキャピタル (以下、「ジャパンキャピタル」という) に対するファイナンシャル・アドバイザー報酬 9,999 千円が含まれます。

注 2: 新株式発行による調達額について、209,998 千円の調達額の内、109,998 千円は現物出資 (デット・エクイティ・スワップ) されることにより新株式が発行されるものであり、現実の払込は 99,999 千円になります。

注 3: 新株予約権発行諸費用には、有価証券届出書等作成費用 900 千円、新株予約権価値算定費用 1,000 千円、登記費用 730 千円、及びジャパンキャピタルに対するファイナンシャル・アドバイザー報酬 9,060 千円が含まれます。

①山田からの借入金の資金用途

契約締結日	入金日	借入金額	用途
平成 23 年 9 月 29 日	平成 23 年 9 月 29 日	50 百万円	東京総合警備株式取得代金 50 百万円

②中武賢臣氏からの借入金の資金用途

契約締結日	入金日	借入金額	用途
平成 23 年 10 月●日	平成 23 年 10 月●日	20 百万円	東京総合警備株式取得代金 20 百万円

③加藤信子氏からの借入金の資金用途

契約締結日	入金日	借入金額	用途
平成 23 年 10 月●日	平成 23 年 10 月●日	20 百万円	東京総合警備株式取得代金 20 百万円

④福井氏からの借入金の資金用途

契約締結日	入金日	借入金額	用途
平成 23 年 9 月 1 日	平成 23 年 9 月 1 日	5 百万円	給与 5 百万円、社会保険料 1 百万円、家賃及び手数料等その他 4 百万円
平成 23 年 9 月 7 日	平成 23 年 9 月 8 日	5 百万円	

⑤齊藤氏からの借入金の資金用途

契約締結日	入金日	借入金額	用途
平成 23 年 9 月 22 日	平成 23 年 9 月 22 日	10 百万円	東京総合警備株式取得代金 10 百万円

(2) 調達する資金の具体的な用途

①新株式

	具体的な用途 (具体的な用途は、差引手取概算額のうちの実際手取概算額を基準に記載しております。)	金額 (百万円)	支出予定時期
①	運転資金 (人件費 26 百万円、家賃 4 百万円、監査・弁護士等の支払手数料等その他の経費(支払遅延の未払金支払いも含む) 19 百万円)	約 49 百万円	平成 23 年 12 月～平成 24 年 3 月
②	平成 23 年 12 月までの支払遅延している未払金等 (人件費 12 百万円、家賃 1 百万円、監査・弁護士報酬等その他の経費 27 百万円)	約 35 百万円	平成 23 年 12 月

②新株予約権

	具体的な用途 (具体的な用途は、差引手取概算額のうちの実際手取概算額を基準に記載しております。)	金額 (百万円)	支出予定時期
③	運転資金 (人件費 39 百万円、家賃 3 百万円、監査・弁護士等の支払手数料等その他の経費(支払遅延の未払金支払いも含む) 37 百万円)	約 79 百万円	平成 24 年 3 月～平成 24 年 9 月

当社は、本件増資により調達する手取金につきましては、重点的に、リナックス事業やゼンド事業等既存 IT 事業の維持・改善、リナックス事業やゼンド事業等既存 IT 事業の強化、クラウドやアプリケーション開発等成長市場への参入及び展開を行うための人件費等販売費及び一般管理費として充当する予定であります。なお、調達された資金は実際の支出時期まで銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

4. 調達する資金用途の合理性に関する考え方

当社ではこのたび、調達する資金を当社の原点であります IT 関連の事業に重点的に充当し、収益性の向上による早期での業績回復及び財務体質の大幅な強化を行い、当社の課題であります、(i) 債務超過の解消、(ii) キャッシュ・ポジションの改善、及び (iii) 早期黒字化の実現を図ることが、中長期的に株主価値を向上させる唯一の策であり、かかる資金用途は合理的であると判断しております。その結果、今回の資金調達は既存株主の皆様への利益に資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

①新株式

1株当たりの発行価額につきましては、割当先との協議交渉の結果、割当先の強い要請で、600円（仮）といたしました。

当社は、平成22年11月以降当社を支援していただいている当社取締役であり、平成23年6月24日付で当社の筆頭株主となり、次回の第三者割当増資を行うにあたり、主たる割当先と予定していた山田に対して、新株式もしくは新株予約権の発行について、平成23年6月24日に発行した新株式の発行価額の同額である1,000円でお願ひしたい旨の交渉を平成23年7月から正式に開始しました。しかしながら、平成23年7月初旬に、今期の第2四半期連結累計の売上高が平成23年4月28日に開示した予想金額44百万円を下回る見込みになり、山田から今期の第2四半期連結累計期間の売上高、当期純損失等が確定し、今期の第2四半期連結会計期末の債務超過額が確定するとともに、今期の通期連結業績予想及び債務超過額予想が確定するまで第三者割当増資の引受について交渉できない旨の回答がありました。

その後、今期の第2四半期連結累計の業績数値が確定してくる過程において、今期の通期連結業績予想が下方修正され、今期の債務超過額は平成23年4月28日に開示した業績予想に基づく予想金額よりも大きく増加することが判明し、山田が取締役就任時から要請している現状の事業による売上高の増加及びコスト削減、並びに、収益力の拡大を目的とする事業提携先を確定させることができないようであれば、今後の金融支援について消極的にならざるを得ない及び今期予想する債務超過額が1億円を超える場合には、当該債務超過を解消できる増資金額をすべて負担できない旨の回答が今期の第2四半期決算短信発表後にありました。また、同時に、山田氏からは、今回、当社株式を引受けるにあたり、平成23年3月15日の当社株式の上場来の最安値である800円以下で、しかも、割当てられる株式の発行価額は山田以外の割当先と同額であることを要請されました。

当社は今期に入り、中国事業等を撤退し、過去の事業展開の失敗要因を分析するとともに、事業提携先等を模索しておりました。平成23年4月以降において、いくつかの事業提携先については具体的な協議を開始したものの、最終的には不調に終わりました。今般、当社が子会社化する東京総合警備については、平成23年7月以降、東京総合警備の代表取締役である長與氏との間で交渉を開始しました。平成23年9月初めに基本合意に向けて、契約内容の詳細を詰める作業を開始いたしました。その過程で、長與氏が保有する東京総合警備株式を当社に約100百万円で売却するとともに、長與氏が受け取った当該売却資金によって当社の新株式を引き受けるにあたり、当社が債務超過である財務状況等を勘案して、平成23年9月上旬の当社株価が1,000円台で推移していた状態で、発行価額について、当社株式時価の30%ディスカウントを基準として考えをベースに、700円以下でなければ、引き受けられない旨の要請がありました。

また、平成23年9月及び10月に当社の運転資金及び買収資金として貸付けた中武氏、加藤氏、福井氏及び齊藤氏に関して個別に協議した結果、当社の財務状況、資金調達状況及び株価動向等から平成23年6月24日に田中克治氏に割当てた新株式の発行価額である925円以下、かつ、新株式発行時の当社株式の時価の30%以上のディスカウントでなければ、引受けられない旨の要請がありました。

その後、当社株価は平成23年9月14日以降、1,000円台を割り込み、900円台で推移しており、当社は、山田、長與氏、中武氏、加藤氏、福井氏及び齊藤氏と個別に協議し、投資家の意見は株価が下落している状況下で、700円以下で、かつ、当社株式の時価の30%ディスカウントである有利発行による増資を強く要請されました。

当社は、割当先から当社株式の時価の30%ディスカウントを強く要請されておりますが、今後の資本政策上、発行できる新株式が501,605株であり、平成23年12月期末の予想債務超過額が約200百万円であり、不測の事態に備えて、山田、アクアプラス社及び木下氏に引き受けていただく新株予約権の行使価格も新株式発行の発行価額と同額を強く要請されていたので、不測の事態に備えても発行価額及び新株予約権の行使価額が600円で約300百万円の増資資金を確保する必要があり、発行価額及び新株予約権の行使価額は600円以上として交渉しました。

(現在、発行価額及び新株予約権の行使価額は交渉中であり、当社の株価動向を勘案して、最終決定する予定であります。なお、ディスカウント率は10%以上となる予定であり、有利発行となる予定であります。)

今回の割当先である山田を除く全取締役で構成した当社取締役会において、現在、当社が債務超過であり、当

該増資がなければ平成23年12月期末時点においても債務超過が解消できないため上場廃止となるだけでなく、今後も予想する営業キャッシュ・フローは赤字が続き、手元資金も枯渇し、経営破たんになる恐れがあり、当社を存続させるために、当該割当先からの要請はやむを得ないと判断しました。

新株式発行にあたり、当社は、割当先である山田、長與氏、中武氏、加藤氏、福井氏及び齊藤氏との間で協議しました。その結果、平成23年12月期末の債務超過を解消するためには、長與氏等から要請された発行価額は当社株式の時価の30%ディスカウントが譲れない条件であり、当該発行価額でなければ、必要な増資金額が確保できなく、他に現実的なより良い資金調達の手段はなく、今回の資金調達が実行できることで、運転資金の確保、事業基盤の構築及び財務基盤強化ができることから、当該増資により債務超過による上場廃止が回避でき、企業価値の向上、既存株主の持分価値の向上に資するものと判断し、当社取締役会は発行価額を600円（仮）とすることで決議しました。

また、当社監査役会から、当社の企業存続の確保、経営破たんの回避、上場維持、事業基盤の構築、財務基盤の強化及び資金調達を行う必要性から新株式及び新株予約権の発行にかかる取締役会の決議における発行価額についてはやむを得ないという意見を得ております。

発行価額600円は、本第三者割当にかかる取締役会決議日前営業日（平成23年10月21日）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値●円と比較してディスカウント率●%、当社の直近1カ月の終値の平均値●円と比較してディスカウント率●%、当社の直近3カ月の終値の平均値●円と比較してディスカウント率●%、当社の6カ月の終値の平均値●円と比較してディスカウント率●%であります。

したがって、本新株式の発行価額600円は、会社法第199条第3項に規定される割当先にとって特に有利な条件に該当します。また、既存の株主様にとっては希薄化も考慮し、平成23年12月16日に開催予定の臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様への承認を得ることを予定しております。

②新株予約権

新株予約権の発行価額につきましては、第三者機関である東京フィナンシャルアドバイザーズ株式会社（所在地：東京都千代田区永田町1-11-28）に算定を依頼し、第13回新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果、その前提となる基礎数値の選定は妥当であり、算定方法は合理的であることから有利発行に当たらないと判断し、第13回新株予約権1個の払込金額を金6,000円といたしました。

行使価額につきましては、会社法においては、行使価額は1円以上であれば幾らでも可能ですが、当該決議日と同日に行った第三者割当による新株式発行の発行価額と同額である600円といたしました。これは、今回の新株予約権の割当先である山田、アクアプラス社及び木下氏から新株式の発行価額と同額とすることを要求され、第三者機関による新株予約権の発行価額を算定することで山田を除く全取締役はやむを得ないと判断しました。なお、発行価額及び行使価額に関しましては、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される上で、公正に算出されており、有利な発行ではなく、合理的であると判断しておりますが、既存の株主様にとっては希薄化も考慮し、平成23年12月16日に開催予定の臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様への承認を得ることを予定しております。

また、当社の全監査役（いずれも社外監査役）から、「平成23年10月24日開催のTLホールディングス株式会社取締役会において発行決議された第三者割当による新株予約権の発行価額は、第13回新株予約権の発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果、その前提となる基礎数値の選定は妥当であり、算定方法は合理的であることから有利発行に当たらないと考えます。行使価額につきましては、同時に同取締役会決議した第三者割当による新株式の発行価額と同額にすることは、当社の企業存続の確保、経営破たんの回避、上場維持、事業基盤の構築、財務基盤の強化及び資金調達を行う必要性からやむを得ないと考えております。なお、当該行使価額に関しては、既存の株主様にとっては希薄化も考慮し、平成23年12月16日に開催予定の臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様への承認を得なければならない。」という意見書を受領しております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当による新株式及び新株予約権発行の規模は、現時点での発行済株式総数 297,895 株に対して 500,997 株増加することとなり、議決権比率で 168.1%の希薄化が生じるため、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。

現在における当社の財務状況を鑑みますと、運転資金の確保、債務超過の回避、及び新事業の推進による収益力の改善など、喫緊に資金を必要としている当社の資金需要を満たし、キャッシュ・フローを改善することが、当社グループの事業基盤の安定のため財務基盤の強化及び将来収益の源泉の確保となり、短期的及び中期的に当社の企業価値向上に資するものであります。

本第三者割当による新株式及び新株予約権発行による希薄化と資金調達による財務基盤強化及び運転資金の確保は相反するものでありますが、この発行条件により一時的に大規模な希薄化が生じたとしても、当該条件によらなければ他に現実的なより良い資金調達的手段はなく、本第三者割当増資による資金調達が実施されない場合、当社の手元資金は枯渇し、経営破たんの懸念が生じ、これに加え事業の推進もできないこともあり、当社の企業存続のためには、発行数量及び株式の希薄化の規模はやむを得ないものであると判断し、当社取締役会は決議しました。

また、当社監査役会から、当社の企業存続の確保、経営破たんの回避、上場維持、事業基盤の構築、財務基盤の強化及び資金調達を行う必要性から当該増資にかかる取締役会の決議における発行数量についてはやむを得ないという意見を得ております。

したがって、前述の発行価額も考慮し、当該株式の希薄化についても、平成 23 年 12 月 16 日に開催予定の臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを予定しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

①山田至人

(1) 氏名	山田 至人
(2) 住所	東京都大田区
(3) 職業の内容	
名称及び肩書	山田医院 院長 TL ホールディングス株式会社 取締役
所在地	東京都大田区羽田二丁目 22 番 3 号 東京都台東区蔵前三丁目 6 番 7 号
事業の内容	内科医院 IT サービス業
(4) 当社と当該個人の関係	
資本関係	当該個人は、当社株式 65,600 株保有し、現時点において持株比率 22.02%の当社の筆頭株主であります。
人的関係	当該個人は、当社の社外取締役に就いております。
取引関係	当該個人は当社に対して、総額 50,000,000 円の金銭債権を有しております。
(5) 割当株式数	普通株式 83,333 株
(6) 割当新株予約権個数	新株予約権 85 個 (普通株式 85,000 株)

②長與博典氏

(1) 氏名	長與 博典
(2) 住所	東京都新宿区
(3) 職業の内容	
名称及び肩書	株式会社東京総合警備 代表取締役 株式会社東洋ビルサービス 代表取締役
所在地	東京都文京区本郷一丁目 12 番 7 号

		東京都千代田区三崎町二丁目7番6号
	事業の内容	警備事業 建物ビルメンテナンス事業
(4)	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は当該個人から当該個人が保有する株式会社東京総合警備株式 30 株 (持株比率 75%) に関して平成 23 年 10 月 24 日に株式譲渡契約を締結し、平成 23 年 10 月 25 日に取得する予定であります。
(5)	割当株式数	普通株式 166,666 株

③中武賢臣

(1)	氏名	中武 賢臣
(2)	住所	東京都渋谷区
(3)	職業の内容	
	名称及び肩書	一般社団法人分子総合医学美容食育協会 理事長
	所在地	東京都墨田区江東橋二丁目3番11号
	事業の内容	分子整合医学及び食育基本法をもとに、病気の予防、美と健康の促進、食に対する知識を深め、豊かな美容、食育ライフを理解し伝えることを目的とした一般社団法人
(4)	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は当社に対して、総額 20,000,000 円の金銭債権を有しております。
(5)	割当株式数	普通株式 33,333 株

④加藤信子

(1)	氏名	加藤 信子
(2)	住所	大阪府守口市
(3)	職業の内容	
	名称及び肩書	無職
	所在地	—
	事業の内容	—
(4)	当社と当該個人の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は当社に対して、総額 20,000,000 円の金銭債権を有しております。
(5)	割当株式数	普通株式 33,333 株

⑤福井義高氏

(1)	氏名	福井 義高
(2)	住所	東京都杉並区
(3)	職業の内容	
	名称及び肩書	株式会社ファンタメルー 代表取締役

	所在地	東京都新宿区四谷二丁目 11 番 9 号
	事業の内容	化粧品関連製造販売、ヘヤーサロン用商材開発販売
(4)	当社と当該個人の関係	
	資本関係	当該個人は、当社株式 200 株保有し、現時点において持株比率 0.06% であります。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は当社に対して、総額 10,000,000 円の金銭債権を有しております。
(5)	割当株式数	普通株式 16,666 株

⑥齊藤孝氏

(1)	氏名	齊藤孝
(2)	住所	東京都江東区
(3)	職業の内容	
	名称及び肩書	無職
	所在地	—
	事業の内容	—
(4)	当社と当該個人の関係	
	資本関係	当該個人は、当社株式 2,000 株保有し、現時点において持株比率 0.67% であります。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該個人は当社に対して、総額 10,000,000 円の金銭債権を有しております。
(5)	割当株式数	普通株式 16,666 株

⑦株式会社アクアプラス

(平成 23 年 10 月 24 日現在)

(1)	商号	株式会社アクアプラス	
(2)	本店所在地	東京都渋谷区桜丘町 14 番 6 号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 白尾 邦久	
(4)	事業内容	美容機器等販売	
(5)	資本金の額	10,000 千円	
(6)	設立年月日	平成 11 年 11 月 9 日	
(7)	発行済株式数	200 株	
(8)	事業年度の末日	3 月 31 日	
(9)	従業員数	12 名	
(10)	取引先	美容機器販売代理店、美容室等	
(11)	取引銀行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行	
(12)	大株主及び持株比率	白尾邦久(当該会社代表取締役) 200 株 (100%)	
(13)	当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。
(14)	最近 3 年間の経営成績及び財政状態		

(単位：千円)	平成 21 年 3 月期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期
純 資 産	114,432	128,079	132,685
総 資 産	608,632	494,114	475,194
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	572,160.51	640,396.61	663,429.74
売 上 高	255,593	305,920	274,545
営 業 利 益	△28,121	404	11,084
経 常 利 益	△44,456	13,724	3,479
当 期 純 利 益	△43,501	13,647	4,606
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	△217,508.53	68,236.10	23,033.13
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	0	0	0
(15) 割当新株予約権個数	新株予約権 33 個 (普通株式 33,000 株)		

⑥木下文信氏

(1) 氏名	木下 文信
(2) 住所	大阪府大阪市天王寺区
(3) 職業の内容	
名称及び肩書	株式会社フォーティーワン 代表取締役
所在地	大阪府大阪市中央区南船場四丁目 13 番 1 号
事業の内容	不動産業
(4) 当社と当該個人の関係	
資本関係	該当事項はありません。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。
(5) 割当新株予約権個数	新株予約権 33 個 (普通株式 33,000 株)

なお、当該割当先が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、厳しい環境を乗り越え今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の課題であります、(i) 債務超過の解消、(ii) キャッシュ・ポジションの改善、及び (iii) 早期黒字化の実現に向け、財務体質の改善、経営基盤の強化、将来収益源泉の獲得を図っていくことが、当社の果たすべき当面の役割であると認識しております。これらを実行していくために、当社の経営環境、経営課題及び経営戦略等を理解していただける候補先に対して第三者割当による新株式及び新株予約権の発行を行うことを検討してまいりました。今回の割当先であります山田及び長興氏を除く割当先については、当社のフィナンシャル・アドバイザーでありますジャパンキャピタルより複数の投資家の紹介を受け、投資方針は純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思がなく、大株主として当社に対して助言していただくことを確認し、協議を重ね、当社の状況や資金調達目的・事業方針に理解を示していただける割当先を選定いたしました。

なお、割当先が反社会的勢力の影響を受けているか否か、並びに割当先が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である株式会社企業情報センター（所在地：大阪府大阪市天王寺区生玉前町 1 番 26 号）に調査を依頼いたしました。その結果、割当先すべてについて反社会的勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ております。

①山田至人

山田は、平成 23 年 3 月に当社社外取締役就任以前の平成 22 年 11 月から当社に対して金融支援を行っており、平成 23 年 6 月 24 日付に第三者割当による新株式を引受けていただいた主要株主である筆頭株主である当社取

締役であるため、当社の経営環境や経営課題を理解しております。平成23年6月24日の第三者割当による新株式による増資後、当社は、山田を主たる割当先として選定したものであります。

②長與博典氏

当社は、平成23年7月に当社のフィナンシャル・アドバイザーでありますジャパンキャピタルから東京総合警備の代表取締役である長與氏を紹介され、東京総合警備との事業提携等に関する交渉を開始しました。当社と長與氏との交渉の過程で、東京総合警備が当社の子会社となり、長與氏が東京総合警備株式を売却した資金で当社の第三者割当による新株式を引き受けるという基本合意の骨子が平成23年9月初めに決定し、基本合意に向けて、詳細を詰める作業を開始いたしました。当社は長與氏との間で、東京総合警備株式75%保有する長與氏の同社の全て株式を当社に100百万円で売却するとともに、長與氏が受け取った当該売却資金100百万円について当社新株式を引受ける旨、及び、当社が第三者割当による新株式を長與氏に割当ててことの決議をもって東京総合警備株式の譲渡契約を調印し、それまでは対外的に発表しない旨の基本合意を平成23年9月下旬に締結いたしました。また、長與氏には、引き続き東京総合警備の代表取締役として同社の経営を行っていただくとともに、平成23年12月16日開催予定の臨時株主総会の承認をもって、長與氏に当社取締役役に就任していただき、当社の経営に関与していただきます。

③中武氏、加藤氏、福井氏、齊藤氏、アクアプラス社及び木下氏

山田及び長與氏以外は、当社から、当社の経営環境、経営課題、東京総合警備の子会社化による事業戦略等を理解していただき、ご協力いただけるという視点から、パートナーの選定を主眼に複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の展開について賛同いただける先を模索してまいりました。当社のフィナンシャル・アドバイザーでありますジャパンキャピタルより中武氏、加藤氏、福井氏、齊藤氏、アクアプラス社及び木下氏の紹介を受け、当社との協議の過程で、当社の経営環境、経営課題、東京総合警備の子会社化による事業戦略等を理解していただき、投資方針は純投資であり、当社の経営に積極的に介入する意思がなく、大株主として当社に対して助言していただくことを確認し、割当先として選定したものであります。

中武氏は、東京都墨田区において、一般社団法人分子総合医学美容食育協会の理事長に就任しております。また、同社以外にも複数の会社の経営に関与しておりますことから、社会的地位を有しております。中武氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

加藤氏は、現在は退職して無職であります。平成18年3月まで公務員でありましたことから、社会的地位を有しております。加藤氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

福井氏は、東京都新宿区において、代表取締役として、化粧品関連製造販売を営んでいる株式会社ファンタメルーを設立し、経営しており、社会的地位も有しております。福井氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

齊藤氏は、現在は退職して無職であります。平成18年4月まで東京都内の土木工事会社の役員を歴任しており、社会的地位を有しております。齊藤氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

アクアプラス社は、東京都渋谷区において、美容機器等の販売を行っており、業績は安定しており、現預金も潤沢であります。アクアプラス社におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

木下氏は、大阪市天王寺区において、代表取締役として、不動産業を営んでいる株式会社フォーティーワンを

設立し、経営しており、社会的地位も有しております。木下氏におきましては、割当先が反社会的勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを示す確認書の提出を受けております。

④経営判断基準等

山田、長與氏、中武氏、加藤氏、福井氏、齊藤氏、アクアプラス社及び木下氏を割当先として選定するにあたっては、過去に行った第三者割当増資に関する適時開示につき、修正する事案が発生したため、当該事案の発生経緯、原因分析及び再発防止策等を載せた「改善報告書」を、平成23年5月13日付けにて株式会社大阪証券取引所宛に提出いたしました。当該報告書に載せてありますとおり、当社は第三者割当増資を行う際、割当先を選定する基準等の経営判断基準（以下、「本経営判断基準」といいます。）を整備いたしました。今回の割当先を選定及び本件増資決議にあたり、本経営判断基準に則った経営判断を行いました。なお、当社が東京総合警備を子会社化するにあたり、平成23年5月13日付で株式会社大阪証券取引所宛に提出しました「改善報告書」に記載しております買収相手先選定基準等の経営判断基準に則った経営判断を行った内容につきましては、本日開示いたしました「株式会社東京総合警備の株式の取得（子会社化）に関するお知らせ」もご参照ください。

【割当先選定基準】

（ア）当社の経営方針・経営計画に対する明確かつ十分な理解をいただけたか？

→ 当社代表取締役より説明を実施し、会議録を作成しております。また、当社取締役である山田以外の長與氏、中武氏、加藤氏、福井氏、齊藤氏、アクアプラス社及び木下氏より当社の経営方針・経営計画に対して理解した旨を口頭により確認しております。

（イ）当社経営の継続性が確保されるか？

→ 当社取締役である山田、平成23年12月16日開催予定の臨時株主総会で当社取締役に就任する長與氏以外の中武氏、加藤氏、福井氏、齊藤氏、アクアプラス社及び木下氏より、純投資目的かつ当社の経営への積極的な介入意思がない旨の確認を行っております。

（ウ）割当先の投資意図・投資方針が当社経営方針等に沿っているか？

→ 当社取締役である山田、平成23年12月16日開催予定の臨時株主総会で当社取締役に就任する長與氏以外の中武氏、加藤氏、福井氏、齊藤氏、アクアプラス社及び木下氏より、純投資目的かつ当社の経営への積極的な介入意思がない旨の確認を行っております。

（エ）高い遵法意識を有しているか？

→ 当社取締役である山田以外の長與氏、中武氏、加藤氏、福井氏、齊藤氏、アクアプラス社及び木下氏より法令遵守に対する確約書を受領しております。

（オ）当社と直接の緊密な連絡体制を構築いただけたか？

→ 当社取締役である山田以外の長與氏、中武氏、加藤氏、福井氏、齊藤氏、アクアプラス社及び木下氏とは当社代表取締役及び取締役財務統括の間にて直接的に交渉してまいりました。

（カ）払込に必要な資金を有していることが確認できたか？

→ 現物出資を行う山田、中武氏、加藤氏、福井氏及び齊藤氏、並びに、当社が支払う東京総合警備株式売却代金で引受ける長與氏以外の山田、アクアプラス社及び木下氏より、通帳等のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。

（キ）反社会的勢力との一切の関わりがないか？

→ 第三者機関より調査報告書を手し確認しております。かつ、長與氏、中武氏、加藤氏、福井氏、齊藤氏、アクアプラス社及び木下氏より、反社会的勢力との関わり等ない旨の確約書を受領しております。

（ク）割当先の株主構成及びグループ会社構成等の法的根拠資料をいただけたか？

→ アクアプラス社から入手済みであります。

（ケ）割当先は、割当日より2年間の間に、株式譲渡した場合、その旨を遅延なく報告することを確約しているか？

→ 山田、長與氏、中武氏、加藤氏、福井氏、齊藤氏、アクアプラス社及び木下氏より、遅延なく譲渡報告を行う旨の確約書を受領しております。

（コ）割当先は、当社株式の保有方針に関して、中期以上の保有方針である旨を確約しているか？

→ 山田、長與氏、中武氏、加藤氏、福井氏、齊藤氏、アクアプラス社及び木下氏より、1年以上の中長期の保有方針である旨の確約書を受領しております。

(サ) 割当先の経営陣と当社の全常勤取締役との面談は終了したか？

→ 当該面談は終了し、全常勤取締役より、懸念事項等ない旨の報告を受けております。

(シ) 割当先は、資金の出所を証明する書類の必要性を十分理解して積極的に提供してくれたか？

→ 当社が支払う東京総合警備株式売却代金で引受ける長與氏以外の山田、アクアプラス社及び木下氏から通帳等のコピーを取得し、本新株式発行の引受に必要な資金を有していること、かつ、当該資金の出所については全額自己資金である旨を確認しております。また、山田、加藤氏、福井氏及び齊藤氏より当社に貸付けた資金の出所については全額自己資金である旨を確認しております。なお、中武氏は親族からの借入金により当社に貸付けた旨を確認しております。

(ス) 割当先の選定にあたり、反社会的勢力に関係していないかの調査を行い、疑義がないことを確認したか？

→ 山田、長與氏、中武氏、加藤氏、福井氏、齊藤氏、アクアプラス社及び木下氏に関して第三者機関より調査報告書入手し、疑義等ない旨を確認しております。

(セ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、その報酬等は妥当か？

→ 株式会社ジャパンキャピタルをアドバイザーとして採用し、調達額に応じた成功報酬を払う契約になっておりますが、報酬額は妥当と判断しております。

(ソ) フィナンシャル・アドバイザーや紹介者を採用した場合、当該フィナンシャル・アドバイザーや紹介者と割当先との関係は理解しているか？

→ ジャパンキャピタルと山田、長與氏、中武氏、加藤氏、福井氏、齊藤氏、アクアプラス社及び木下氏との関係は理解しております。

【経営判断基準】

(ア) 割当先や買収相手先の選定基準を満たしているか？

→ 割当先選定基準を全て満たしております。

(イ) 割当先や買収相手先より、当社が要求する資料等の提供を受けたか？不備はないか？

→ 必要な資料等は全て受領いたしました。

(ウ) 割当先は当社の経営に介入する意図を持っていないか？

→ 当社取締役である山田、平成23年12月16日開催予定の臨時株主総会で当社取締役に就任する長與氏以外の割当先は、純投資目的であり、当社の経営への積極的な介入意思は持っていないことを確認しております。

(エ) 割当先や買収相手先及び全常勤取締役との面談は終了したか？

→ 終了し、懸念等ない旨の報告を受けております。

(オ) 全常勤取締役との面談後、懸念点等は存在しないか？

→ 懸念等ない旨の報告を受けております。

(カ) 第三者調査機関より、割当先や契約相手先の属性等に関する調査報告書の提供を受けたか？

→ 第三者機関より調査報告を受け、疑義がない旨の報告を受領しております。

(キ) リスク管理は適切に行われているか？

→ 資金管理を適切に行い、資金繰りに窮することが予想される場合は、速やかに資金調達方法等を検討し、実行する予定であります。

(ク) 契約書は、顧問弁護士によりチェックを受けたか？

→ 該当事項なし。

(ケ) 株式等財産の評価は、第三者機関により算定されたか？

→ 該当事項なし。

(コ) 買収の場合、買収相手先の中長期事業計画を取得しているか？

→ 該当事項なし。

(サ) 株式交換やM&A等の場合、株式割当先は反社会的勢力と一切関係がないか？

→ 該当事項なし。

(シ) 株式交換やM&A等の場合、株式割当先の保有方針は中長期保有か？

→ 該当事項なし。

(ス) 不適當合併等に認定されないか？

→ 長與氏に対する当社第三者割当増資及び東京総合警備の子会社化は、東京総合警備の平成23年3月期の総資産、売上高、経常利益の数値が当社の平成22年12月期の当該数値を上回りますので、不適當合併等の数値基準には抵触いたしません。なお、増資後の長與氏の持株比率は25.72%であり、長與氏は主要株主となるものの、支配株主となりません。また、平成23年12月16日開催予定の臨時株主総会において、長與氏は当社取締役就任するものの、当社代表取締役就任しない予定であり、当該臨時株主総会後の取締役5名は、長與氏以外の4名は当該第三者割当増資及び子会社化以前の当社役員であります。さらに、当社の商号、本社所在地について変更する予定はなく、当社の東京総合警備の子会社化は不適當合併等には該当しないと判断しております。

(3) 割当先の保有方針

①山田至人

当社は、山田より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、当社は、山田に対し、短期利潤追求のための売却については慎むことの指導を行っております。なお、当社は、山田より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

②長與博典氏

当社は、長與氏より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、当社は、長與氏に対し、短期利潤追求のための売却については慎むことの指導を行っております。また、長與氏は当社取締役となりますので、今後の事業報告書および有価証券報告書等にて、保有株式数が個別に開示されます。なお、当社は、長與氏より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

③中武氏

当社は、中武氏より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意思を有しておりませんが、大株主として当社に対して助言していただくことになっております。なお、当社は、中武氏より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

④加藤氏

当社は、加藤氏より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としてい

る旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意思を有しておりませんが、大株主として当社に対して助言していただくことになっております。なお、当社は、加藤氏より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

⑤福井氏

当社は、福井氏より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意思を有しておりませんが、大株主として当社に対して助言していただくことになっております。なお、当社は、福井氏より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

⑥齊藤氏

当社は、齊藤氏より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意思を有しておりませんが、大株主として当社に対して助言していただくことになっております。なお、当社は、齊藤氏より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

⑥アクアプラス社

当社は、アクアプラス社より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社の経営に介入する意思を有しておりませんが、大株主として当社に対して助言していただくことになっております。なお、当社は、アクアプラス社より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間において当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

⑥木下氏

当社は、木下氏より、株式の保有方針について、中長期間（最低限1年）で保有することを基本方針としている旨の「保有方針に関する確認書」を受領しております。ただし、当社が上場廃止になった場合等、当社に帰属する特別な理由が発生する場合は、この限りではないとのことです。また、投資目的は純投資であり、当社の経

営に介入する意思を有しておりませんが、大株主として当社に対して助言していただくことになっております。なお、当社は、木下氏より、原則、本新株式に対して担保設定や貸株契約等締結しないことを確認しております。

また、当社と割当先との間におきまして、割当先が払込期日から2年間に於いて当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社大阪証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることにつき確約書を入手する予定です。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①山田

当社は、山田の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受については金銭債権金 50 百万円による現物出資の方法であり、山田より現物出資に同意する旨を書面により確認しております。なお、新株予約権の行使代金に要する財産の存在につきまして、通帳等のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。

②長與氏

当社は、長與氏の払込に要する財産の存在につきまして、東京総合警備株式 75% 保有する長與氏の同社の全て株式を当社に 1 億円で売却するとともに、長與氏が受け取った当該売却資金のうち 100 百万円について当社新株式を引受ける旨の契約を締結しております。また、当社は当該株式を取得するために山田、中武氏、加藤氏及び齊藤氏から 1 億円の借入を行っております。

③中武氏

当社は、中武氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受については金銭債権金 20 百万円による現物出資の方法であり、中武氏より現物出資に同意する旨を書面により確認しております。

④加藤氏

当社は、加藤氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受については金銭債権金 20 百万円による現物出資の方法であり、加藤氏より現物出資に同意する旨を書面により確認しております。

⑤福井氏

当社は、福井氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受については金銭債権金 10 百万円による現物出資の方法であり、福井氏より現物出資に同意する旨を書面により確認しております。

⑥齊藤氏

当社は、齊藤氏の払込に要する財産の存在につきまして、本新株式の引受については金銭債権金 10 百万円による現物出資の方法であり、齊藤氏より現物出資に同意する旨を書面により確認しております。

⑦アクアプラス社

当社は、アクアプラス社の新株予約権の行使代金に要する財産の存在につきまして、通帳等のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。

⑧木下氏

当社は、木下氏の新株予約権の行使代金に要する財産の存在につきまして、通帳等のコピーを取得し、財産状況のヒアリングを行い、払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。

(5) その他の重要な契約の有無

特に重要な契約はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 23 年 6 月 30 日現在）		新株式募集後		新株予約権行使後	
山田至人	22.02%	長與博典	25.72%	山田至人	29.28%
霜田静志	19.36%	山田至人	22.98%	長與博典	20.86%
田中克治	10.90%	霜田静志	8.90%	霜田静志	7.22%
サン・クロレラ販売㈱	5.27%	中武賢臣	5.14%	中武賢臣人	4.17%
㈱サン・クロレラ	2.18%	加藤信子	5.14%	加藤信子	4.17%

濱田憲次	0.97%	田中克治	5.01%	㈱アクアプラス	4.13%
松田義弘	0.77%	齊藤孝	2.88%	木下文信	4.13%
藤井衛	0.75%	福井義高	2.60%	田中克治	4.06%
安田勝	0.67%	サン・クロレラ販売㈱	2.42%	齊藤孝	2.33%
齊藤孝	0.67%	㈱サン・クロレラ	1.00%	福井義高	2.11%

(注)

1. 持株比率は少数第3位以下を切り捨てしております。
2. 募集前の大株主構成及び持株比率は、平成23年6月30日時点の株主名簿をもとに作成しております。
3. 新株式募集後の大株主構成及び持株比率は、平成23年6月30日時点の株主名簿をもとに本第三者割当による新株式発行による増加株式数349,997株を合算した647,892株にて作成しております。
4. 新株予約権行使後の大株主構成及び持株比率は、平成23年6月30日時点の株主名簿をもとに本第三者割当による新株式発行による増加株式数349,997株及び本第三者割当による新株予約権がすべて行使されることによる増加株式数151,000株を合算した798,892株にて作成しております。
5. 今回の割当先以外の株主(募集前からの株主)の比率については、平成23年6月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります

8. 今後の見通し

現在のところ、平成23年8月12日に発表いたしました平成23年12月期の決算の業績見通しに変更はありません。今後、業績見通しに変更が生じた場合には速やかに開示いたします。

(企業行動規範上の手続き)

○ 企業行動規範上の手続きに関する事項

今回の第三者割当による新株式及び新株予約権並びに平成23年6月24日を払込期日として実施した第三者割当により発行された株式の合計した議決権数は、本新株式に係る議決権数349,997個、本新株予約権に係る議決権数151,000個及び平成23年6月24日付け増資による議決権数98,000個の合計598,997個(分子)であり、平成23年6月24日直前の総株主の議決権数199,895個(分母)から比べると299.6%(分子598,997÷分母199,895)に相当するため、希釈化率が25%以上となることから大規模な第三者割当増資になります。このことから、株式会社大阪証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手、または、株主の意思確認手続きが必要であるところ、当社は平成23年12月16日開始予定の当社臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることとしております。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

(単位:千円)

決 算 期	平成20年12月期	平成21年12月期	平成22年12月期
売 上 高	624,349	581,676	426,833
営 業 利 益	△606,137	△405,959	△368,302
経 常 利 益	△607,156	△409,016	△437,172
当 期 純 利 益	△969,900	△614,929	△667,403
1株当たり当期純利益(円)	△8,811.99	△4,458.05	△3,636.74
1株当たり配当金(円)	-	-	-
1株当たり純資産(円)	4,786.59	2,618.30	△523.88

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成23年10月24日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式総数	普通株式 297,895株	100.00%

現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	—	—
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数の総数	—	—

(注) 本日時点において、潜在する株式はございません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

(単位：円)

	平成20年12月期	平成21年12月期	平成22年12月期
始 値	104,000	22,500	7,000
高 値	108,000	26,700	8,710
安 値	15,640	4,500	1,276
終 値	22,800	7,000	1,990

② 最近6か月間の状況（単位：円）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	1,220	1,270	1,020	1,230	1,150	1,068
高 値	1,350	1,320	2,000	1,678	1,225	1,078
安 値	1,045	975	903	1,150	975	875
終 値	1,220	1,040	1,153	1,165	1,068	930

③ 発行決議日前日における株価（単位：円）

	平成23年10月21日現在
始 値	●
高 値	●
安 値	●
終 値	●

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

発 行 期 日	平成23年6月24日
調 達 資 金 の 額	30,062,500円
募集時点における 発行済株式数	普通株式 265,395株
当該増資による 発行株式数	普通株式 32,500株
募集後における 発行済株式総数	普通株式 297,895株
割 当 先	田中克治
当 初 の 資 金 使 途	運転資金及び事務所移転費用等
支 出 予 定 時 期	平成23年6～7月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況	運転資金及び事務所移転費用等

② 第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成23年6月24日
調達資金の額	65,500,000円
募集時点における発行済株式数	普通株式 199,895株
当該増資による発行株式数	普通株式 65,500株
募集後における発行済株式総数	普通株式 265,395株
割当先	山田至人
当初の資金使途	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化
支出予定時期	平成22年11月～平成23年5月
現時点における充当状況	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化

③ 第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成22年9月24日
調達資金の額	50,000,000円
募集時点における発行済株式数	普通株式 184,270株
当該増資による発行株式数	普通株式 15,625株
募集後における発行済株式総数	普通株式 199,895株
割当先	毎日通販投資有限公司
当初の資金使途	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化
支出予定時期	平成22年3～5月
現時点における充当状況	デット・エクイティ・スワップによる債務の株式化

④ 第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成22年9月24日
発行時の資金調達額	1,338,048円
行使による資金調達額	200,044,800円
当該募集における潜在株式数	57,600株
募集時における発行済株式数	184,270株
割当先	毎日通販投資有限公司
現時点における行使状況	行使済株式数： 一株
当初の資金使途	既存事業の運転資金
支出予定時期	平成22年10月～平成23年6月
現時点における充当状況	—

(注) 当該新株予約権はそのすべてが未行使となっており、平成22年11月16日をもって取得・消却が完了しております。

⑤ 第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成22年3月17日
調達資金の額	95,001,200円
募集時点における発行済株式数	普通株式 160,035株
当該増資による発行株式数	普通株式 24,235株
募集後における発行済株式総数	普通株式 184,270株
割当先	株式会社百販ジャパン
当初の資金用途	運転資金及び設備投資資金
支出予定時期	平成22年3～5月
現時点における充当状況	運転資金及び設備投資資金として充当

⑥ 第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成21年7月27日
新株予約権数	25,000個
新株予約権1個あたりの付与株式数	6株
発行時の資金調達額	5,100,000円
行使による資金調達額	2,000,000,000円
当該募集における潜在株式数	56,716株
募集時における発行済株式数	139,185株
割当先	Brillance Hedge Fund
当初の資金用途	運転資金及び設備投資資金
当該募集における潜在株式数	当初の行使価額(13,913円)における潜在株式数：150,000株 行使価額上限値(27,826円)における潜在株式数：75,000株 行使価額下限値(6,957円)における潜在株式数：300,000株
現時点における充当状況	運転資金及び設備投資資金として充当

(注) 当該新株予約権は、平成22年2月19日をもって取得・消却が完了しております。

⑦ 第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成21年4月2日
発行時の資金調達額	50,832,000円
行使による資金調達額	942,480,000円
当該募集における潜在株式数	72,000株

募集時における発行済株式数	119,985株
割当先	China Satcom Investment Limited
現時点における行使状況	行使済株式数： 19,200株
当初の資金使途	運転資金及び設備投資資金
支出予定時期	平成21年4月以降
現時点における充当状況	運転資金及び設備投資資金として充当

(注) 当該新株予約権は、平成21年8月11日をもって取得・消却が完了しております。

⑧ 第三者割当による新株予約権の発行

発行期日	平成21年2月20日
発行時の資金調達額	53,838,000円
行使による資金調達額	1,229,580,000円
当該募集における潜在株式数	54,000株
募集時における発行済株式数	119,562株
割当先	China Satcom Investment Limited
現時点における行使状況	行使済株式数： 一株
当初の資金使途	運転資金及び設備投資資金
支出予定時期	平成21年4月以降
現時点における充当状況	—

(注) 当該新株予約権はそのすべてが未行使となっており、平成21年3月26日をもって取得・消却が完了しております。

⑨ 第三者割当による新株式発行

発行期日	平成20年11月7日
調達資金の額	289,981,750円
募集時点における発行済株式数	普通株式 108,557株
当該増資による発行株式数	普通株式 11,005株
募集後における発行済株式総数	普通株式 119,562株
割当先	新日本投資事業有限責任組合
当初の資金使途	運転資金及び設備投資資金
支出予定時期	平成20年11月～平成22年12月
現時点における充当状況	運転資金及び設備投資資金として充当

(注) 当該増資におきましては、一部失権が生じたので、上記は実際に行われた増資の内容を記載しております。

10. 発行要領

新株式

(1) 発行期日	平成 23 年 12 月 19 日
(2) 発行新株式数	普通株式 349,997 株
(3) 発行価額	1 株につき金 600 円
(4) 調達資金の額	金 209,998,200 円 (金銭出資及び現物出資(デット・エクイティ・スワップ)の払込方法によるものとします。)
(5) 資本組入額	1 株につき金 300 円
(6) 資本組入額の総額	金 104,999,100 円
(7) 申込期日	平成 23 年 12 月 19 日
(8) 払込期日	平成 23 年 12 月 19 日
(9) 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法 山田 至人 83,333 株 長與 博典 166,666 株 中武 賢臣 33,333 株 加藤 信子 33,333 株 福井 義高 16,666 株 齊藤 孝 16,666 株
(10) 現物出資財産の内容 及び価額	山田至人が当社に対して有する金銭債権の元本 50,000,000 円のうち、 49,999,600 円 中武賢臣が当社に対して有する金銭債権の元本 20,000,000 円のうち、 19,999,800 円 加藤信子が当社に対して有する金銭債権の元本 20,000,000 円のうち、 19,999,800 円 福井義高が当社に対して有する金銭債権の元本 10,000,000 円のうち、 9,999,500 円 齊藤孝が当社に対して有する金銭債権の元本 10,000,000 円のうち、 9,999,500 円
(11) その他	上記各号については、当社が平成 23 年 12 月 16 日に開催を予定する臨時株主総会において本第三者割当により発行される株式に関する議案の承認が得られること及び、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

新株予約権

1. 新株予約権の名称 TL ホールディングス株式会社第 13 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 906,000 円
3. 申込期日 平成 23 年 12 月 19 日
4. 割当日及び払込期日 平成 23 年 12 月 19 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、山田至人に 85 個、株式会社アクアプラスに 33 個及び木下文信に 33 個を割当てる。

6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 151,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は 1,000 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 151 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 6,000 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。))は、600 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株あたりの時価}}{\text{1株あたりの払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準

日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（以下「JASDAQ市場」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成23年12月19日から平成25年12月18日（但し、平成25年12月18日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、第14項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

また、各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の10営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称

及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(「振替法」という。)第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

TL ホールディングス株式会社経営企画管理本部

21. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容及び買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、割当先との折衝を重ねた結果、本新株予約権 1 個当たりの払込金額を 6,000 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとした。行使価額の決定に際しては、平成 23 年 10 月 24 日付において当社取締役会で決議した新株式の発行価額 600 円と同額とした。

23. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。





(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

適時開示チェックシート

No. _____

取締役会	社長	情報取扱 責任者	IR 担当者
			

1. 開示文書作成開始日： 平成 23 年 9 月 20 日
2. 開示予定時刻： 平成 23 年 11 月 24 日 18 時 00 分
3. 適時開示報告書日： 平成 23 年 10 月 3 日
4. 開示区分： 決定事実 発生事実 決算内容 その他 ()
5. 開示内容： _____

担当部門	議案 / 開示内容	備考
経営企画管理本部	第三者割当増資	

6. 事前協議 (JASDAQ、関東財務局、証券会社、監査法人、弁護士、その他)：

No.	日付	協議先	協議先担当者	協議内容
	10/4~ 11/24	JASDAQ		開示内容
	10/5~ 11/24	関東財務局		届出書の開示内容

別紙⑥

7. 文書作成 (作成者: 小林)		確認者: 中澤									
日付		10/30	10/24	10/23	10/31	11/31	11/20	11/23	11/22	11/28	11/24
確認印											
内容確認 (内容、数値、開示事項等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
文章校正 (日付、番号、誤字、脱字等)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
訂正の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無

8. 添付書類:

1	
2	
3	
4	
5	

9. 情報取扱責任者: 中澤秀俊
10. IR 担当者確認: 小林伸光
11. TDNET 完了確認: 中澤秀俊
12. HP 更新確認: 中澤秀俊